

●少年事件の処分について

保護観察決定

施設に入所させることなく、社会の中で生活させながら、保護観察官や保護司が指導監督を行い、少年の改善更生を図ることが相当と認められたときにされる決定です。

少年院送致決定

再非行を犯すおそれが強く、社会内での更生が難しい場合に、少年を少年院に収容して矯正教育を受けさせることが相当と認められたときにされる決定です。

児童自立支援施設等送致決定

比較的低年齢の少年について、開放的な福祉施設での生活指導が相当と認められたときにされる決定です。

検察官送致決定

罪を犯した14歳以上の少年について、その事件の内容、心身の成熟度、性格、非行歴などから、刑事処分が相当と認められたときにされる決定です。

調査の結果、少年が20歳以上であることが判明したときもこの決定がされます。

知事又は児童相談所長送致決定

18歳未満の少年について、児童福祉機関の指導にゆだねるのが相当と認められたときにされる決定です。

不処分・審判不開始決定

調査、審判等における様々な教育的な働きかけにより少年に再非行のおそれがないと認められた場合のほか、少年が非行を行ったとは認められなかった場合には、少年を処分しない決定がされます（不処分）。軽微な事件であって調査等における教育的な働きかけによって再非行のおそれがないと認められた場合には、調査のみを行って審判を開かず事件を終わらせることもあります（審判不開始）。

教育的な働きかけとして、少年を万引きなどの被害を考えさせる講習や地域清掃活動などに参加させて反省を深めさせる取組も行われています。

※不服の申立てについて

少年、その法定代理人又は付添人は、保護観察決定、児童自立支援施設等送致決定及び少年院送致決定に対しては、決定から2週間以内に不服の申立て（抗告）ができます。

Q 家庭裁判所が扱う少年事件とはどのような事件ですか？

A 大きく分けると次の3つの事件があります。

- 1 罪を犯した14歳以上20歳未満の少年（犯罪少年）の事件
- 2 刑罰法令に触れる行為をしたが、その行為の時14歳未満であったため、法律上、罪を犯したことにならない少年（触法少年）の事件
- 3 20歳未満で、保護者の正当な監督に従わないなどの不良行為があり、その性格や環境からみて、将来犯罪を犯すおそれのある少年（ぐ犯少年）の事件

Q 観護措置とは何ですか？

A 家庭裁判所は事件を受理したとき、少年を少年鑑別所に収容することがあります。これを観護措置といいます（少年鑑別所は、科学的な検査・鑑別の設備がある国の施設で、少年の処分を適切に決めるために、医学、心理学等の専門知識に基づいた検査等を行います。）。

少年が収容される期間は、通常は最長4週間ですが、一定の事件で証拠調べが必要な場合は最長8週間まで延長されることがあります。

Q 試験観察とはどのような手続ですか？

A 少年に対する処分を直ちに決めることが困難な場合、当分の間、家庭裁判所調査官が助言や指導を与えながら少年の生活ぶりや行動を観察するものです。その結果もふまえて、最終処分を決めるための審判が開かれます。

試験観察を行う際、民間の人や施設に少年の指導をゆだねることもあります。

◎ 裁判所ウェブサイト (<http://www.courts.go.jp/>) では、「手続の概要」、「少年事件 Q & A」、「少年事件で被害にあわれた方のための制度」などについてご案内していますので、ご覧ください。

少年審判について



家 庭 裁 判 所

～少年審判とは～

少年審判とは、罪を犯した少年などに過ちを自覚させ、更生させることを目的として、本当に非行を犯したかどうかを確認した上、非行の内容や個々の少年の抱える問題性に応じた適切な処分を選択するための手続です。

そのため、少年法は、審判の手続を原則非公開とするとともに、審判の進め方について、「懇切を旨として、和やかに行うとともに、非行のある少年に対し自己の非行について内省を促すものとしなければならない」と定めています。

少年審判の一般的な流れ

事件の発生



検察官などから事件が家庭裁判所に送られます（送致）。



事案により少年を少年鑑別所に收容します（観護措置）。
（裏面のQ & A参照）

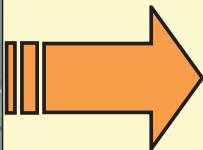


【家庭裁判所調査官の調査】

家庭裁判所調査官は、心理学、教育学などの専門知識をいかして、少年や保護者、その他の関係者と面接をするなどして、非行の原因や少年の抱える問題について調査します。

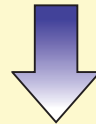


少年・保護者に対する面接調査（イメージ）

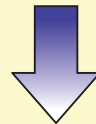


審判当日の一般的な流れ

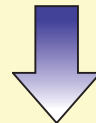
裁判官が①少年に名前などを聞いて本人確認をした後、②言いたくないことは言わなくてもよいことを説明した上で、③送致された非行事実間違いがないかどうかを確認します。



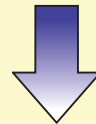
少年が本当に非行を犯したかどうかを調べます。



非行の動機、原因、少年の生い立ち、家族関係、学校・職場での状況等を確認します。



試験観察
（裏面のQ & A参照）



決定の告知

（詳しくは裏面の「少年事件の処分について」を参照）

少年審判の様子・主な出席者（イメージ）



1 裁判官 2 裁判所書記官 3 家庭裁判所調査官
4 裁判所事務官 5 少年 6 保護者 7 付添人（多くは弁護士）

※ 少年審判には、通常、検察官は立ち会いませんが、事実認定のため必要がある場合は、検察官が関与することもあります。

少年が非行事実を争っている場合は、証人尋問、鑑定、検証などの証拠調べが行われることもあります。

審判の過程そのものが少年の再非行防止に向けた教育の場であるとされています。そのため、裁判官は、少年に対し、なぜ非行に至ったのかを振り返らせたり、被害の実情や被害者の気持ちに引き合わせるなどして、自分のしたこと重大さや自分の問題点を理解させて反省を深めさせる必要があります。

もっとも、少年は、その年齢や育ってきた環境などによって、理解する力や考えていることを相手に伝える力が様々です。そのため、裁判官は、時には厳しくしかったり、時には分かりやすく丁寧に諭したりして、個々の少年に応じた工夫をしています。